

新型コロナウイルス感染症

5 類移行後の施設内感染予防に関するお願い

新緑の季節を迎え、皆様におかれましてはお健やかに過ごしのことと存じます。また、日頃より当法人の運営にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上における位置付けが 2 類相当から 5 類へ引き下げられました。ひまわりでは日々ご利用の皆様の体調管理・把握に努めておりますが、今後も施設内での感染を予防するため、引き続き来所前の体調確認をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症陽性と判明した場合の通所利用に関して、以下のように対応させていただきます。あらかじめご了承の上、ご協力をお願いいたします。ご不明な点は、各施設の看護師までご相談ください。

- ◆ 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまではお休みのご協力をお願いいたします。

学校保健安全法施行規則における、新型コロナウイルス感染症による出席停止期間に準じています。

- ◆ 同居のご家族が発症した場合も、上記同様にお休みのご協力をお願いいたします。

5/8 以降、濃厚接触者と特定されることはなくなりましたが、重症化リスクの高い高齢者が通所する施設であることをご理解いただけると幸いです。

《参考》厚労省ホームページより一部抜粋

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について

外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

周りの方への配慮

10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用し、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

位置付け変更前の療養期間と、変更後の外出を控えることが推奨される期間

	位置付け変更前に感染症法に基づき 外出自粛を求められる期間	位置付け変更後の外出を控えることが 推奨される期間(個人の判断)(5月8日～)
新型コロナ 陽性者 (有症状)	発症後 [※] 7日間経過するまで	発症後 [※] 5日間経過するまで かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間
新型コロナ 陽性者 (無症状)	・5日目の抗原定性検査キットによる陰性確認 ・検査を行わない場合は7日間経過するまで	検査採取日を発症日(0日)として、 5日間経過するまで
濃厚 接触者	5日間の外出自粛	なし

※ 発症日を0日目とします